

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画変更年度	令和 3 年度
計 画 主 体	川崎町

川崎町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉
担 当 部 署 名 川崎町役場 農林振興課
所 在 地 福岡県田川郡川崎町大字田原 7 8 9 - 2
電 話 番 号 0 9 4 7 - 7 2 - 3 0 0 0
F A X 番 号 0 9 4 7 - 7 2 - 3 4 1 6
メー ル ア ド レ ス nourin@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（雄）、カラス、ドバト・ヒヨドリ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	川崎町全域

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	水稻	2,672 千円	2.51 h a
	果樹	249 千円	0.08 h a
	野菜	399 千円	0.06 h a
		千円	0.00 h a
シカ	野菜	999 千円	0.07 h a
		千円	0.00 h a
カラス	果樹	153 千円	0.02 h a
アナグマ アライグマ タヌキ イタチ（雄）		—	—
ドバト ヒヨドリ		—	—
合 計		4,472 千円	2.74 h a

(注)主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ、シカについては、従来被害が多かった山間地域から市街地近郊まで拡大しており、侵入防止柵を整備していない地域において被害が深刻な状況である。また、個体数の増加に伴い、水稻やタケノコといった農林産物の被害に加え、道路の法面の掘り起こしによる土砂崩れ等の災害発生も懸念される。

アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（雄）については、現時点で農産物として数字に表れる被害報告はないが、家庭菜園の作物被害が生じているほか、住宅への侵入による生活被害の情報等があり、今後も被害発生が予想されるため、対策が必要である。

カラス・ドバト・ヒヨドリについても、現時点で数字に表れる被害は発生していないが、ゴミを荒らすなどの生活環境被害の情報があり、今後も被害の発生が予想されるため、注意を必要とする。

(注)1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
イノシシ	被害金額	3,320 千円	2,324 千円
	被害面積	2.65 ha	1.85 ha
シカ	被害金額	999 千円	699 千円
	被害面積	0.07 ha	0.04 ha
カラス	被害金額	153 千円	107 千円
	被害面積	0.02 ha	0.01 ha
アナグマ	被害金額	-	-
アライグマ	被害面積	-	-
タヌキ	被害金額	-	-
イタチ(雄)	被害面積	-	-
ドバト	被害金額	-	-
ヒヨドリ	被害面積	-	-

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	地元猟友会より推薦された者で構成する川崎町有害鳥獣捕獲員に対し年間を通した許可を行いイノシシ等の捕獲を依頼している。 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業等に取り組むことで捕獲従事者の意欲を駆り立てている。	猟友会員の高齢化により捕獲従事者の確保に支障をきたしている。 このため、わなの見回り等にも制限があり、捕獲機材の大幅な追加配備が困難な状況である。
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止総合対策交付金事業等を活用し、被害の多い安真木を中心にイノシシ及びシカ対応のワイヤーメッシュ柵を整備。 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を活用して既存柵のかさ上げを行い、イノシシに加え新たにシカの被害防止対策を行った。 福岡有明海漁連の協力により、使用済みノリ網を安価で斡旋してもらい、シカの被害防止対策に活用している。	国庫事業を活用して侵入防止柵の整備を進めているが、補助対象とならない農地に被害が拡大してきており、必ずしも町全体の被害額の大幅な減少に繋がっていない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

毎年捕獲数の多いワナ班に対し、国庫事業等の活用により箱ワナ・くくりワナの追加配備を行うことでシカの捕獲頭数の増加を図る。 実施隊に対し、鳥獣被害防止総合支援事業等の活用によりICTを利用した捕獲機材を配備することで、見回り労力の低減と共に効率的な捕獲活動を実施する。 ワイヤーメッシュ柵の設置に加え、緩衝帯の整備、ワナの導入及び農地周辺の環境管理等を組み合わせることにより、町全体の被害防止効果の増加を図る。 狩猟期以外でも捕獲活動を継続的に行うことにより、捕獲の空白期間を作らないように務める。
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

川崎町有害鳥獣捕獲員に依頼し、ワナを中心とした有害鳥獣捕獲を行う。併せて、実施隊員による捕獲活動、技術指導も実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
R 3 年度	イノシシ シカ アナグマ アライグマ タヌキ イタチ(雄) カラス ドバト ヒヨドリ	国庫事業等を活用し捕獲機材の導入を行う。 イタチに関して、雌を捕獲した場合は、狩猟鳥獣でないため、被害の影響が及ばない場所で放すこととする。 若い世代に狩猟免許を取得してもらえよう対策を講じる。また、被害を受けている農業者自身のワナ免許の取得を推進する。
R 4 年度	イノシシ シカ アナグマ アライグマ タヌキ イタチ(雄) カラス ドバト ヒヨドリ	国庫事業等を活用し捕獲機材の導入を行う。 若い世代に狩猟免許を取得してもらえよう対策を講じる。また、被害を受けている農業者自身のワナ免許の取得を推進する。 イタチに関して、雌を捕獲した場合は、狩猟鳥獣でないため、被害の影響が及ばない場所で放すこととする。
R 5 年度	イノシシ シカ アナグマ アライグマ タヌキ イタチ(雄) カラス ドバト ヒヨドリ	国庫事業等を活用し捕獲機材の導入を行う。 若い世代に狩猟免許を取得してもらえよう対策を講じる。また、被害を受けている農業者自身のワナ免許の取得を推進する。 イタチに関して、雌を捕獲した場合は、狩猟鳥獣でないため、被害の影響が及ばない場所で放すこととする。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

第12次鳥獣保護管理事業計画を遵守し、過去の捕獲実績を基に、近年捕獲頭数が大幅に増えていることや捕獲員からの生息状況に関する聞き取り情報等も参考にして捕獲数を算定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
イノシシ	350	350	350
シカ	350	400	400
アライグマ	30	70	70
アナグマ	30	30	30
タヌキ	30	30	30
イタチ(雄)	30	30	30
カラス	30	30	30
ドバト	30	30	30
ヒヨドリ	30	30	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
有害捕獲については、農作物の被害状況に応じて適宜実施する。 山間部での捕獲は銃器及びワナを使用して行う。市街地付近ではワナによる捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵 延長2,900m	ワイヤーメッシュ柵 延長2,000m	ワイヤーメッシュ柵 延長2,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 3 年度	イノシシ・シカ・ アナグマ・ アライグマ・ タヌキ・イタチ (雄)・カラス・ ドバト・ヒヨドリ	地域ぐるみで侵入防止柵の維持管理を行い、共同で被害を防止する意識を持つように啓発を行う。 無意識の餌付けとならないように、放置野菜及び放置果樹の適正処理を指導する。
R 4 年度	イノシシ・シカ・ アナグマ・ アライグマ・ タヌキ・イタチ (雄)・カラス・ ドバト・ヒヨドリ	地域ぐるみで侵入防止柵の維持管理を行い、共同で被害を防止する意識を持つように啓発を行う。 無意識の餌付けとならないように、放置野菜及び放置果樹の適正処理を指導する。
R 5 年度	イノシシ・シカ・ アナグマ・ アライグマ・ タヌキ・イタチ (雄)・カラス・ ドバト・ヒヨドリ	地域ぐるみで侵入防止柵の維持管理を行い、共同で被害を防止する意識を持つように啓発を行う。 無意識の餌付けとならないように、放置野菜及び放置果樹の適正処理を指導する。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

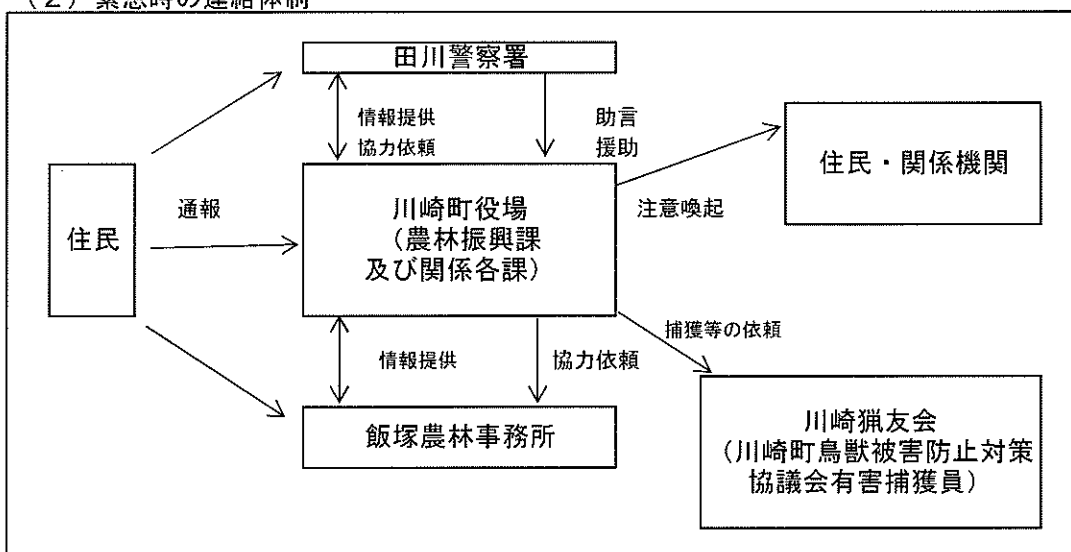
関係機関等の名称	役割
川崎町役場 農林振興課	住民の安全確保、情報の収集、関係機関への連絡・調整 対象鳥獣の捕獲
田川警察署 生活安全課	住民の安全確保、緊急時の措置判断、捕獲対応
川崎猟友会	わなや銃器による捕獲
飯塚農林事務所 農山村振興課	町担当課への指導・助言

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲者の自家消費及び埋設が主な処理方法となっている。
食用とする場合は、衛生面に注意して処理し、残滓については焼却等により適正に処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

可能であれば有効利用したいところであるが、食肉として供給するには、それに係る費用や需要と供給のバランスを考えると厳しい状況であり、処理施設を建設するにも費用面で困難な状況である。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	川崎町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
川崎町役場 農林振興課	事務局 被害防止計画の作成及び実施に関する指導、被害情報の収集、捕獲計画の策定
JAたがわ	農作物被害の状況及び区域の調査・防除指導
川崎猟友会	鳥獣の捕獲実施・計画に関する全般・捕獲技術の指導
福岡県飯塚農林事務所 田川普及指導センター	農作物被害に関する防除対策等の助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
福岡県飯塚農林事務所	鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言
田川地域サル被害対策協議会	サル被害に関する広域的被害防止対策の検討・研究

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員及び民間隊員を鳥獣被害対策実施隊員として指名及び任命し、捕獲活動・被害防除対策の指導を行っている。 実施隊設置人数 (R2.12末現在) ：町職員1名・民間隊員42名
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ワイヤーメッシュやワナの設置の研修があれば周知し、個々の技術の向上をめざす。 農業者への狩猟免許取得の周知や、イノシシや、サルなどが目撃されたら教育委員会と連携し、付近の学校などに注意喚起の連絡を入れる。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

銃による捕獲は、捕獲対策員が高齢化しており銃の所持許可取得も難しくなっているため、所管する町内での適正な捕獲対策員の確保が困難となっている。このため筑豊地域有害鳥獣捕獲等被害防止対策協議会及び田川地域サル被害対策協議会と連携し、効率的な広域捕獲のあり方を協議する。また各関係機関及び近隣市町村との連携を図り補助事業等を最大限に活用し被害の減少を目指す。
--

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。